

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、公募型プロポーザル方式による随意契約を行うので、次のとおり公告する。

令和8年7月1日

田原市長 山下 政 良

1 応募に付する事項

(1) 業 務 名 田原市公共下水道維持管理包括的民間委託業務

(2) 業 務 場 所 田原市地内

(3) 期 間

ア 業務委託期間 契約日の翌日から令和12年4月26日まで

イ 業務履行期間 令和8年10月1日から令和12年3月31日まで

(4) 業務内容 田原市が所管する田原浄化センター、赤羽根浄化センター、渥美浄化センター及び田原、赤羽根、渥美の各処理区内に設置されている汚水中継ポンプ場、マンホールポンプの包括的維持管理業務として、運営業務、運転業務、保守点検業務、環境計測業務、環境整備業務、保全管理業務、物品管理調達業務、緊急対応、施設修繕等を行う。

2 参加資格

(1) 公告日の前日に令和8年度及び令和9年度の田原市競争入札参加資格を有し、次の(2)ア(ア)又は(イ)の各号のいずれにも該当する者。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者及び入札参加資格確認申請期限の日から当該業務委託の入札の日までにおいて、田原市から受けた入札参加停止処分期間を経過しない者を除く。

(2) 応募する者の構成等

ア 参加者は、単独企業又は共同企業体とする。ただし、1企業体は複数の(共同)企業体に参加することはできないものとする。

(ア) 単独企業の要件

- a 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年7月9日建設省告示第1348号)に基づく登録を行っていること。
- b 愛知県内に契約を締結する本店・支店・営業所等を設置していること。
- c 日最大処理能力13,500 m³以上の標準活性汚泥法の下水処理施設の運転管理に関わる受託実績があること。
- d 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3各号に定める資格を有する技術者を専任で配置することができること。
- e 次に掲げる資格を有する者を各1名以上配置することが

できること。

(a) 第 1 種電気工事士

(b) 酸素欠乏危険作業主任者

(イ) 共同企業体の要件

a 共同企業体は(ア)c 及び d の要件を満たしていること。

b 共同企業体の構成員は、2 者又は 3 者とする。

c 愛知県内に本店・支店・営業所等を設置していること。

ただし、共同企業体の構成員の中に田原市内に本店を設置している者を 1 者以上含むこと。構成員の市内業者は、下水道処理施設維持管理者登録を行っている者又は、機械器具設置工事、電気工事、管工事のいずれかの資格を有するものとする。

d 共同企業体の構成員で、水処理施設及び汚泥処理施設の運転操作、監視 及び保守点検に関する業務を実施する者のうち最大の出資をする者は、(ア)a の要件を満たしているものであること。

e 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。

f 各構成員の出資比率は、構成員の数が 2 者である場合は各 30 パーセント以上、構成員の数が 3 者である場合は各 20 パーセント以上であること。

g 共同企業体の代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率より大きいこと。

3 参加資格の確認等

参加を希望する者は、「田原市公共下水道維持管理包括的民間

委託業務基本方針」に基づき、参加資格確認申請書等を提出し、参加の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年8月10日（月）午後5時（必着）
- (2) 提出場所 田原市役所上下水道部下水道課
- (3) 提出方法 持参すること。
- (4) 提出書類

単独企業の場合

- ア 参加資格確認申請書（様式第1-1）
- イ 下水道処理施設維持管理者登録を確認できる書類
- ウ 公告の要件を満たした受注実績が確認できる書類
- エ 公告の要件を満たした配置予定の技術者等の資格、業務経験が確認できる書類
- オ 公告の要件を満たした配置予定の技術者の雇用関係を証明する書類

共同企業体の場合

- ア 参加資格確認申請書（様式第1-2）
- イ 田原市公共下水道維持管理包括的民間委託業務共同企業体協定書（写）（様式1）
- ウ 委任状（写）（様式2）
- エ 下水道処理施設維持管理者登録を確認できる書類
- オ 公告の要件を満たした受注実績が確認できる書類
- カ 公告の要件を満たした配置予定の技術者等の資格、業務経験が確認できる書類
- キ 公告の要件を満たした配置予定の技術者の雇用関係を証明する書類

- (5) 記載上の留意事項

各様式に記載された事項及び、共同企業体の場合は別に定める田原市公共下

水道維持管理包括的民間委託業務共同企業体取扱細則に留意し作成すること。

(6) 提出部数 各1部

4 資料の閲覧及び現地確認

参加希望者は、本業務委託関係の仕様書及びその他の資料（以下「仕様書等」という。）を閲覧し、対象施設の機能及び状況を確認することができる。なお、仕様書等は次の場所において閲覧できる。また、対象施設、設備の機能及び状況確認については、別に定めるところにより、別途申し込むこと。

(1) 閲覧期間

令和8年7月1日（水）から令和8年8月18日（火）までの市役所執務時間内

(2) 閲覧場所 田原市役所上下水道部下水道課

(3) 質問書の提出

参加を希望する者で、仕様書等に対する質問がある場合には、令和8年8月5日（水）までに持参、郵送又は電子メールにて提出すること。

5 技術提案書の提出

(1) 提出期限 令和8年8月18日（火）午後5時（必着）

(2) 提出場所 田原市役所上下水道部下水道課

(3) 提出方法 持参すること。なお、電子データ（CD）も提出すること。

(4) 提出書類

- | | |
|-----------------------|---------|
| ア 技術提案書（表紙） | （様式第4） |
| イ 下水道及び下水処理全般に関する基本理念 | （様式 自由） |
| ウ 業務計画に関する提案書 | （様式第5） |
| エ 運転管理業務に関する提案書 | （様式第6） |
| オ 保守管理業務に関する提案書 | （様式第7） |

カ 緊急対応に関する提案書	(様式第 8)
キ 対象施設の特性を考慮した提案書	(様式第 9)
ク 業務の引継ぎに関する提案書	(様式第 10)
ケ その他提案書	(様式第 11)
コ 仕様書案	(様式 自由)
サ 会社概要	(様式 自由)
シ 下水道関連事業受注実績	(様式 自由)
ス 請負予定価格 (消費税及び地方消費税を含む。)	(様式 自由)

(5) 記載上の留意事項

各様式に記載された事項及び、別に定める田原市公共下水道維持管理包括的民間委託業務技術提案書募集要領に留意し作成すること。

(6) 提出部数 各 7 部 (CD 1 枚)

(7) 事業予算 本業務にかかる予算総額は、1,079,265 千円 (消費税及び地方消費税額を含む。) とする。

6 技術提案書の説明等

技術提案書の説明等については、次により行う。

- (1) 技術提案説明日時 令和 8 年 8 月 24 日 (月)
- (2) 技術提案説明場所 別途指示する場所

7 審査及び選定

田原市公共下水道維持管理包括的民間委託業務プロポーザル選定委員会において、審査を行う。

(1) 選定の方法

技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、評価の合計得点について、各委員の平均点が最も高い者を当該業務の契約候補者として選定する。

(2) 評価項目・評価点数

田原市公共下水道維持管理包括的民間委託業務技術提案評価基準の別表1 技術提案書評価基準に基づき評価を行う。

8 欠格事由

提案者について、次に掲げる条件に該当する場合は失格となる。

- (1) 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (3) 受注者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) 提案書類に虚偽の記載を行った場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 審査結果の通知

審査の結果は、最優秀提案者（受託候補者）の選定後、速やかに提案者全者へ通知する。

10 異議

審査結果について、一切の異議申し立てをできないこととする。

11 審査結果の公表

選定手続の透明性を高めるため、最優秀提案者（受託候補者）の決定後、田原市ホームページにおいて、次の事項を公表する。

- (1) 最優秀提案者（受託候補者）の名称及び評価ポイント
- (2) 全企画提案者の名称

12 契約の締結

- (1) 田原市は、本プロポーザルによって選定した提案者を契約候補者とし、当該業務に係る見積書徴収の相手方とする。
- (2) 契約候補者は、本実施要領に基づき、当該業務に係る見積書を提出する。

(3) 契約候補者が契約締結までに「2 参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合または、その他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点候補者が繰り上がるものとする。

(4) 契約条項及び業務仕様は、特定した提案書等による提案内容について予算の範囲内で反映し確定するものとする。

1.3 その他

(1) プロポーザルに係るすべての費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出後の参加資格確認書及び提案書等の修正又は変更は、原則として認めないものとする。

(3) 提出物はすべて返却しないものとする。

1.4 問い合わせ先

上下水道部下水道課 電話0531-23-3571